

2006年1月18日

内閣府国民生活局  
消費者団体訴訟制度検討室  
法律案骨子意見募集担当 様

特定非営利活動法人 消費者機構日本  
住所：東京都千代田区六番町 15  
主婦会館プラザエフ 6階  
電話：03-5212-3066

**「消費者契約法の一部を改正する法律案(仮称)の骨子  
(「消費者団体訴訟制度」の導入について)」に関する意見**

**はじめに～消費者団体訴訟制度の平成18年通常国会における成立を期待**

この間、国民生活審議会で検討がすすめられ、今回意見が募集されている消費者団体訴訟制度は、消費者被害の未然防止・拡大防止のために、被害当事者でない消費者団体に差し止め請求権を認める画期的な制度です。同制度が、平成18年通常国会において成立することを強く期待しております。

その上で、同制度が消費者被害の未然防止・拡大防止のためにより活用しやすい制度となるよう下記の点を要望するものです。

**本法律案骨子に関する要請事項**

- (1) 理事にしめる「特定の事業者の関係者」又は「同一業界関係者」の割合に関する、それぞれ3分の1又は2分の1以下であることという規定、ならびに消費者の利益擁護の活動を継続的に行っている者を事業者に該当しないとみなす旨の規定についてその内容を維持されることを要望します。
- (2) 「他の適格消費者団体による確定判決等が存する場合、同一事件の請求は原則としてすることができない」旨の規定を置くべきではありません。

消費者団体訴訟制度検討委員会の報告書(以下、「検討委員会報告書」)では、「既判力の範囲については、当該事件の当事者限りとし、他の適格消費者団体には及ばないとするのが民事訴訟法上の基本原則に整合的である。」としています。その上で「紛争の蒸返しが生ずるのではないかと懸念」があるため、「一定の不適切な訴えの提起自体を認めない仕組みを導入するなど、所要の措置について検討」とまとめています。

一方、「本法律案骨子」では、「確定判決等が存する場合、同一事件の請求は原則としてすることができない」としています。

つまり、「検討委員会報告書」では、訴訟当事者でない適格消費者団体が同一事件に

ついて提訴できることを原則とした上で、蒸返し訴訟などの弊害に対する防止策を講ずるといふ趣旨であるのに対し、「本法律案骨子」では、同一事件での提訴は出来ないことが原則となってしまっています。

同一事件の請求ができなくなれば、次のような事態が懸念されます。このような弊害を招かぬよう、「検討委員会報告書」にそって、他の適格消費者団体による同一事件での提訴を原則として認めた上で、蒸返し訴訟などの弊害に対する防止策を講じるといふ規定にすべきです。

#### (同一事件の請求ができなくなった場合に懸念される事態)

- 最初に提訴した時点では、被害が少数であったため、裁判官が差し止めの必要性を認めなかったが、その後、同様の被害がさらに多発し、社会問題化するなかで、裁判官の判断が変わりうる状況となっても、同一事件の差し止めを求める提訴ができない。
- 確定判決後に多くの被害者が出て資料も集まり、全体像が見えてくるにつれ勝訴となるケースもある。法的な整理ができてくる中で、実態に即した裁判ができるようになるのだが、消費者団体訴訟制度に関しては、そのようなことが不可能になる。
- 時代も変わる中で判例変更もありうるので、同一事件について将来的に提訴ができなくなるのは問題である。
- 訴訟遂行能力が未熟であるために、ある適格消費者団体が敗訴した場合、それ以降、別の団体はその案件に関する訴訟ができない。そのため、その事業者の悪質行為に市民権を与えることになりかねない。
- 「組織的な不当勧誘の事実はなかった」として請求棄却されるような、事実の部分で証明ができずに適格団体が負ける場合が考えられる。このような場合に、事業者がお墨付きを得たものとして以後大手を振って悪質行為を続けることが考えられる。

#### (3) 裁判管轄については、事業者の不当な行為がなされた地も特別裁判籍として認められるよう要請します。

この間の検討委員会などでの議論を経て、事業者の営業所等の所在地の管轄が認められたのは、率直に評価いたします。しかし、インターネットの普及や通信料金の低廉化などもあり、遠隔地での事業活動が容易になっている実状をふまえ、不当な行為がなされた地での提訴も認めることを要請いたします。

#### (4) 不当な約款を推奨する行為も差し止めの対象とすべきです。

事業者団体等が個別事業者に対して約款類を示し、契約にあたってその約款類を使用するように勧める行為も差し止めの対象とすべきです。例えば、不動産賃貸における敷金不返還特約のように、個々の家主に対して不動産会社が約款を推奨している場合があります。この場合、個々の家主よりも、約款を推奨している不動産会社を提訴するほうが、差止の効果が広く及ぶことになり、効率的です。

なお、消費者団体訴訟制度検討委員会において、模範約款を提示した出版物の発行まで差し止めるのかといった意見もあったことをふまえ、出版物における模範約款の

提示のように不特定多数のものを対象とした行為は除外したうえで、個別事業者に対する推奨行為に絞って差し止めの対象とすることをあらためて要請します。

#### **今後のガイドライン等の検討について**

本改正法案が成立した後に策定されるであろう適格消費者団体の要件に関するガイドラインの策定にあたっては、その過程をオープンにし、広く市民や消費者団体等からの意見を聴取されることを要請します。

以上